

定款

株式会社●●

令和●年●月●日 時点

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社●●と称し、英文では、●●と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

-
- 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を●●県●●市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告方法は、●●を用いる方法とする。

第2章 株式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、●●株とする。

第6条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第7条 (相続人等に対する売渡しの請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第8条 (株式の割当てを受ける権利等の決定)

当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

第9条 (株式取扱規則)

当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条 (基準日)

当社は、毎年●月●日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第11条 (招集)

定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第12条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または社長が招集し、議長となる。

取締役会長または社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。

第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

第16条 (取締役会の設置)

当社は取締役会を置く。

第17条 (取締役の員数)

当社の取締役は、●●名以内とする。

第18条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第20条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第21条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役会長または社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

第22条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の●日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役(当決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第25条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第26条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

第27条 (監査役会の設置)

当社は監査役会を置く。

第28条 (監査役の員数)

当社の監査役は、●名以内とする。

第29条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条 (常勤監査役)

当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

第32条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第34条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第35条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

第36条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年●●月●●日から翌年●●月●●日までの年1期とする。

第37条 (期末配当金)

当社は、株主総会の決議によって、毎年●●月●●日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第38条 (期末配当金の除斥期間)

期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金には利息をつけない。

令和●●年●●月●●日 制定

以上 当社の現行定款に相違ありません。

令和●●年●●月●●日

住所：●●

社名：●●

代表取締役：●●

印